



愛媛労働局発表  
平成31年2月1日

【担当】

愛媛労働局雇用環境・均等室  
室長 佐藤 真理子  
指導係長 坂本 幸穂  
(電話) 089 (935) 5222  
(FAX) 089 (935) 5210

報道関係者 各位

## 「働き方改革関連法説明会」を開催します！

～ 2019年4月1日から順次施行～

「働き方改革」は、個々の実情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できるようにするための改革です。この改革推進のため、「時間外労働の上限規制の導入」、「年次有給休暇の確実な取得」、「正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の禁止」等の措置が規定された働き方改革関連法が、2019年4月1日から順次施行されます。

愛媛労働局(局長 縄田 英樹)では、法改正の内容について理解を深めていただくため、パートタイム・有期雇用労働法を中心とした働き方改革関連法について、下記のとおり説明会を開催いたします。

本説明会では、当局職員が改正内容を説明します。説明会終了後は、働き方改革推進支援センターのアドバイザーによる個別相談会を実施します。

### ● 「働き方改革関連法説明会」の開催 (資料No.1)

- 日時：平成31年3月14日(木) 13:30～15:40
- 会場：松山市総合コミュニティセンター 3階大会議室
- 内容：雇用形態に関わらない公正な待遇の確保について(資料No.2)
  - ◆不合理な待遇差をなくすための規定の整備
  - ◆同一労働同一賃金ガイドライン労働時間法制の見直しについて(資料No.3)
  - ◆残業時間の上限規制
  - ◆年5日の年次有給休暇の取得(企業に義務付け)など
- 定員：240名(定員に達し次第締め切らせていただきます。)
- 対象：企業の人事労務担当者等
- 申込受付：愛媛労働局雇用環境・均等室 (FAX: 089-935-5210)

#### 《参考資料》

- 資料No.1 働き方改革関連法説明会のご案内(チラシ)
- 資料No.2 パートタイム・有期雇用労働法が施行されます(リーフレット)
- 資料No.3 「働き方」が変わります!!(チラシ)